

京都再エネコンシェルジュ認証制度検討委員会 設置要領の改正について

本検討委員会は、認証制度の構築に関する意見聴取を目的として設置したのですが、本制度を的確に維持していくためにその運用についても意見を聴くことが有意義と考えられるため、以下のとおり設置要領を改正

1 改正内容

- (1) 委員の意見聴取内容に制度の運用を追加
- (2) 文言整理（制度名称についての時点修正）

2 新旧対照表

改正前	改正後	備考
再エネ・コンシェルジュ認証制度検討委員会 設置要領	京都再エネコンシェルジュ認証制度検討委員会 設置要領	・ 文言整理
<p>(目的)</p> <p>第1条 府民が自ら居住する住宅等に再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーの導入に関する疑問や相談を身近にできる人材（以下「再エネ・コンシェルジュ」という。）を確保する上で必要な施策（以下「再エネ・コンシェルジュ認証制度」という。）の検討に際して、有識者等からの意見聴取を行うため、再エネ・コンシェルジュ認証制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 府民が自ら居住する住宅等に再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーの導入に関する疑問や相談を身近にできる人材（以下「京都再エネコンシェルジュ」という。）を確保する上で必要な施策（以下「京都再エネコンシェルジュ認証制度」という。）の検討に際して、有識者等からの意見聴取を行うため、京都再エネコンシェルジュ認証制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	・ 文言整理
<p>(委員の役割)</p> <p>第2条 委員は、再エネ・コンシェルジュ認証制度の構築に関する事項について意見を述べるものとする。</p>	<p>(委員の役割)</p> <p>第2条 委員は、京都再エネコンシェルジュ認証制度の構築及び運用に関する事項について意見を述べるものとする。</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 意見聴取内容に制度の運用を追加</p>

京都再エネコンシェルジュ認証制度検討委員会 設置要領

(目的)

第1条 府民が自ら居住する住宅等に再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーの導入に関する疑問や相談を身近にできる人材（以下「京都再エネコンシェルジュ」という。）を確保する上で必要な施策（以下「京都再エネコンシェルジュ認証制度」という。）の検討に際して、有識者等からの意見聴取を行うため、京都再エネコンシェルジュ認証制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、京都再エネコンシェルジュ認証制度の構築及び運用に関する事項について意見を述べるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、知事が委員の中から指名するものとする。

2 委員長は、委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故等があるときは、知事が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、知事が招集する。

(参考人)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、京都府環境部エネルギー政策課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

この改正要領は、平成30年2月8日から施行する。